

## 用語集

### 1 多久市都市計画マスタープラン 用語集

#### あ行

##### ▶インフラ

「インフラストラクチャー」(英)の略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。

##### ▶運動公園

都市基幹公園の一つ。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。

##### ▶オープンスペース

都市または敷地内で、建物の建っていない場所。空き地。

#### か行

##### ▶街区公園

住区基幹公園の一つ。もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

##### ▶近隣公園

住区基幹公園の一つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

##### ▶グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める概念。

##### ▶グリーンツーリズム

農家や民宿など農山漁村に滞在して余暇を楽しみ、地域の人々と交流を図る活動。

##### ▶広域幹線道路

広域的な移動交通を大量に処理するための幹線道路(高速道路、自動車専用道路、一般国道、主要地方道)。

##### ▶公園施設長寿命化事業

今後進展する公園施設の老朽化に対応するため、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化・共有し、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを最も低廉なコストで実施できるように整理し、補修・更新を計画的に実施する事業。

##### ▶公共公益施設

教育施設、社会福祉施設、医療施設等、周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な施設。

##### ▶耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。

##### ▶交通結節機能

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段を相互に連絡する機能。具体的には、鉄道・バス・タクシー・自家用車・自転車などの交通手段をつなぐことであり、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場などがもつ機能。

##### ▶コミュニティ

(生活地域、特定の目標、特定の趣味など)何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団(人々や団体)。この中で、共通の生活地域の集団によるコミュニティを特に「地域コミュニティ」と呼ぶ。

##### ▶コミュニティバス

高齢者や身体障害者の公共施設・医療機関等への移動手段の確保や、地域住民を対象とした公共交通の利便性向上を目的に運行する、自治体が運営に関与する乗合バス(路線バス)。

#### さ行

##### ▶市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域。

##### ▶市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

##### ▶市街地開発事業

都市計画法に基づき、一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的、一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

##### ▶自然公園地域

自然公園法に基づき、優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。開発行為等が制限されている。

##### ▶視点場

視点が存在する場所。すなわち、景観を眺めている人びとが立ったり座ったりしている場所、景観を眺める場所をいう。

##### ▶循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

##### ▶水源かん養

大雨が降った時の急激な増水を抑える(洪水緩和)、雨が降らなくても水流が途絶えないようにする(水資源貯留)といった、水源山地から河川に流れ出る水量や時期を調整する機能。

## 序章

はじめに

## 第1章

都市の現状と課題

## 第2章

まちづくりの理念と基本方針

## 第3章

将来都市構造

## 第4章

分野別まちづくり方針

## 第5章

地域別構想

## 第6章

まちづくりの実現化方策

## 参考資料

## 用語集

序章  
はじめに

第1章  
都市の現状と課題

第2章  
まちづくりの  
理念と基本方針

第3章  
将来都市構造

第4章  
分野別  
まちづくり方針

第5章  
地域別構想

第6章  
まちづくりの  
実現化方策

参考資料

用語集

▶スクリーニング調査

大規模盛土造成地の滑動崩落対策における変動予測調査。第一次スクリーニングでは、「大規模盛土の有無」を調査し、第二次スクリーニングでは、「大規模盛土ごとの地震時の安定性」の確認を行う。

▶生活利便施設

銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街など、日常生活の利便性を高める上で必要な諸々の施設。

▶製造品出荷額等

1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでなく及び廃物の出荷額の合計。

▶総合計画

市が長期的な展望の下で自治体運営の基本理念やあるべき姿を定めた、行財政運営の総合的な指針となる計画。

た  
行

▶多久市交通危険箇所巡回調査

地域や学校等からの要請を受け、交通安全上危険が生じている状況について、関係機関（道路管理者・警察・交通安全協会等）合同で現地確認し、改善につなげるための調査。

▶地区計画

都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。

▶低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。低未利用土地ともいう。

▶都市機能

都市が持つ機能で、例えば電気、水道、交通等のインフラ、行政機能、商業、教育、観光の場としての機能などを含む。都市機能のうち、日常生活圏域を超えた広域圏を対象としたものを特に高次都市機能という。

▶都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、その区域ごとに、都道府県が1市町村を越える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

▶都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。

▶都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針として、都市内の土地利用の方向性や市街地整備の方針を示す計画。

▶都市公園

都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置するもの。また、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地。住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等といった種類に分類される。

▶都市再生特別措置法

平成14年に施行された法律で、急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を目的としている。平成26年の改正では、コンパクトなまちづくりに取り組むための立地適正化計画が制度化されている。

▶都市施設

道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置を配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。

▶都市のスポンジ化

空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。

▶土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に住民の生命などに危害が生ずるおそれがある区域で、当区域での土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、都道府県知事が指定する区域。

▶土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

な行

▶年間商品販売額

1年間の有体商品の販売額。土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

▶農業振興地域

農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地等として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域。

▶農用地区域

農業振興地域のうち、今後、概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域。

▶乗合タクシー

乗車定員11人未満の車両で行う乗合事業。

は行

▶パークアンドライド

市街地や観光地などへ向かう人が、駅や市街地・観光地周辺の駐車場までをマイカーで行き、駐車させた後、その先からは公共交通機関を利用して移動すること。

▶ハザードマップ

洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。

▶バリアフリー

障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁(バリア)がない状態のこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差がない状況のこと。

▶風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市における風致(自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観)を維持するため、開発行為等を許可制により規制するもの。

▶ほ場整備

農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模・形状の変更、用水路、道路などの整備のほか農地の利用集積や非農用地の創出による土地利用の秩序化などを行うこと。

ま行

▶まちづくり

都市空間(道路・建物・公園など)の整備や、みどりや水などの自然環境の整備に限らず、社会制度・行政制度などの仕組みづくりのほか、コミュニティ活動など幅広い内容を含む包括的な概念。

や行

▶遊水地

河川沿いの田畑等において、雨水または河川の水が流入して一時的に貯留すること。

▶ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍・居住地の違いや、障害の有無、能力の如何、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人を使いやすいように、施設、環境、製品などをデザイン(設計)すること。または、そのデザイン(設計)。

▶用途地域

都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。用途地域は13種類あり、住居系は8種類、商業系は2種類、工業系は3種類に区分される。

ろ行

▶六角川水系緊急治水対策プロジェクト

関係機関で構成する「令和元年8月六角川水系の水害を踏まえた防災・減災協議会」において、とりまとめられたプロジェクト。今後、国、県、市町等が連携し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指すことが示された。

序章  
はじめに

第1章  
都市の現状と課題

第2章  
まちづくりの  
理念と基本方針

第3章  
将来都市構造

第4章  
分野別  
まちづくり方針

第5章  
地域別構想

第6章  
まちづくりの  
実現化方策

参考資料

用語集

## 多久市 都市計画課

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7-1

TEL: 0952-75-4827 FAX: 0952-75-2757

e-mail: [toshikeikaku@city.taku.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.taku.lg.jp)

令和3年12月印刷